

九戸村特定事業主行動計画

I 総論

1 目的

行動計画策定指針に掲げられた基本的視点を踏まえつつ、職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよう、職員のニーズに即した次世代育成支援対策を計画的かつ着実に推進するため、本行動計画を次の任命権者が連名で策定し、公表することとする。

九戸村長、九戸村教育委員会教育長、九戸村議会議長

2 計画期間

令和4年8月1日から令和9年3月31日までの5年間

3 計画の推進体制

「行動計画」実施状況については、年度ごとに、総務課において点検し、その結果や職員ニーズを踏まえて、随時、その後の対策や計画の見直し等を図る。

II 具体的内容

1 妊娠中及び出産後における配慮

- (1) 母性保護及び母性健康管理の観点から設けられている特別休暇等の制度について周知徹底する。
- (2) 妊娠中の職員の健康や安全に配慮し、業務分担の見直しを行う。
- (3) 妊娠中の職員に対しては、本人の希望に応じ、超過勤務を原則として命じないこととする。

2 子どもの出生時における父親の休暇取得の促進

- (1) 子どもの出生時に父親となる職員が取得できる特別休暇や年次有給休暇を組み合わせて取得できるよう促進を図る。
- (2) 男性も育児に積極的に参加できるよう、育児休業の取得促進を図る。

3 育児休業等を取得しやすい環境の整備等

- (1) 育児休業及び部分休業制度等の周知
 - ① 育児休業等に関する制度や経済的な支援等について、周知を図る。

- ② 妊娠を申し出た職員に対し、個別に育児休業等の制度・手続きについて、説明を行う。
- (2) 育児休業及び部分休業を取得しやすい雰囲気の醸成
 - ① 育児休業の取得の申し出があった場合、課内において業務分担の見直しを行う。
 - ② 定期的に育児休業等の制度の趣旨を徹底することにより、職場の意識改革を行う。
- (3) 育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰の支援
 - ① 育児休業中の職員に対して、所属長は情報共有を行う。
 - ② 復帰時におけるOJT研修等を実施するように努める。
- (4) 育児休業に伴う臨時的任用制度の活用
育児休業中、産前産後休暇中については、職員の適切な代替要員の確保を図る。
- (5) その他
早出又は遅出出勤を行っている職場においては、保育園送迎等を行う職員に配慮して勤務時間を割り振る。

4 超過勤務の縮減

- (1) 小学校就学始期に達するまでの子どものいる職員の超過勤務を制限する制度について周知徹底を図る。
- (2) 定時退庁等の実施
 - ① 管理職員による定時退庁の率先垂範を行う。
 - ② 管理職員の所属職員への指導による定時退庁の実施徹底を図る。
- (3) 超過勤務の縮減のための意識啓発等
 - ① 各課の超過勤務の状況を把握し、職員の健康管理を配慮した注意喚起を行う。
 - ② 各課の超過勤務の状況及び超過勤務の特に多い職員の状況を把握して、所属長の超過勤務に関する認識の徹底を図る。

5 休暇取得の促進

- (1) 年次有給休暇取得の促進
 - ① 課長会議等の場において、定期的に休暇の取得促進を喚起し、職場の意識改革を行う。
 - ② 所属長は、職員の年次有給休暇の取得状況を把握し、計画的な年次有給休暇の取得を指導する。
 - ③ 職員が安心して年次有給休暇を取得できるよう、事務の相互応援体制を整備する。
 - ④ 国民の祝日や夏季休暇と合わせた年次有給休暇の取得促進を図る。

⑤ 子どもの予防接種実施日や授業参観日等における年次有給休暇の取得促進を図る。

◎ 以上のような取り組みを通じて、職員一人当たりの年次有給休暇の取得率を対前年比で10%増加させる。

(2) 特別休暇の取得の促進

子どもの看護休暇等の特別休暇を周知するとともに、その取得を希望する職員に対して、取得できる雰囲気醸成を図る。

6 事務の簡素化、合理化の推進

(1) 新たに事業を計画する場合は、目的、効果、必要性について十分検討の上、既存事業との関係性を整理し、代替的に廃止できるものは廃止する。

(2) 会議・打合せについては、極力電子メールを活用する。

(3) 定期的・恒常的業務に係る事務処理のマニュアル化を図る。

7 人事評価への反映

仕事と生活の調和の推進に資するような効率的な業務運営や良好な職場環境づくりに向けて採られた行動については、人事評価において適切に評価を行う。

III その他の次世代育成支援対策に関する事項

1 子育てバリアフリー

子どもを連れた人が気兼ねなく来庁できるよう、親切な応接対応等のソフト面でのバリアフリーの取り組みを推進する。

2 安全で安心して子どもを育てられる環境の整備

(1) 子ども・子育てに関する活動等の地域貢献活動への職員の積極的な参加を支援する。

(2) 子どもを安全な環境で安心して育てることが出来るよう、地域住民等の自主的な防犯活動や少年非行防止活動等への職員の積極的な参加を支援する。